

相模原市立津久井中央保育園（乳児等通園支援事業）運営規程

（事業の目的及び運営の方針）

- 第1条 相模原市が設置する津久井中央保育園（以下「当園」という。）において実施する本事業は、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的とする。
- 2 当園は、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して本事業を提供するよう努める。
- 3 当園は、本事業に関する専門性を有する職員が、利用子どもの属する保護者（以下「保護者」という。）との密接な連携の下に、利用子どもの状況や発達過程を踏まえ、本事業を行うものとする。
- 4 当園は、保護者及び地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年相模原市条例第11号）その他関係法令を遵守し、本事業を実施するものとする。

（名称及び所在地）

第2条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 相模原市立津久井中央保育園
- （2）所在地 相模原市緑区三ヶ木932

（通園資格）

第3条 当園に通園することができる者は、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園及び企業主導型保育事業を利用していない市内に住所を有する0歳6か月から満3歳児までの子どもとする。

（提供する乳児等通園支援の内容）

第4条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、利用するこども及びその保護者の心身の状況等に応じて、良質な成育環境を整備する。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 当園が乳児等通園支援を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例で定める配置基

準以上とする。なお、員数は利用人数により変動することがある。

(1) 園長（常勤専従） 1人

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うとともに、利用子どもを全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長（常勤専従） 1人

副園長は、園長を補佐し、園の庶務を行うとともに、支給認定保護者からの育児相談及び本事業の内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士（常勤専従2人）

保育士は、本事業の立案とその計画、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行い、利用子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう本事業を行う。

（乳児等通園支援の提供を行う日）

第6条 当園の乳児等通園支援を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。また伝染病の発生、災害等により保育をすることが困難な場合には、休園することがある。

（乳児等通園支援する時間）

第7条 乳児等通園支援を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 乳児等通園支援を行う時間

当園が定める次の時間帯とする。1人あたりの利用時間は月10時間までとする。

月～金 午前9時15分から午前11時45分までとする。

(2) 開所時間

相模原市が定める当園の開所時間は、次のとおりとする。

ア 月曜日から金曜日 午前7時00分から午後7時00分まで

イ 土曜日 午前7時00分から午後1時00分まで

（利用料その他の費用等）

第8条 乳児等通園支援を受けるこどもの保護者は、こども1人につき別表第1に掲げる額を利用児童の保護者から徴収するものとする。

2 前項に定めるもののほか、別表2に掲げる当園の乳児等通園支援において提供する便宜に要する費用については、保護者から実費の負担を受けるものとする。

（利用定員）

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

0 歳児	1 歳児	2 歳児
3 人		3 人

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第 10 条 本事業の利用を希望する対象児童の保護者は、申請書兼同意書を市長に提出しなければならない。

- 2 申込みをしようとする保護者は、あらかじめ事前面談を受けなければならない。
- 3 申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査した上で、利用の可否を決定し、保護者に通知するものとする。
- 4 利用を決定する場合には、決定通知書及び利用に必要な事項を記載した書面により通知するものとする。
- 5 利用を認めない場合には、不承諾通知書により通知するものとする。
- 6 保護者は、利用を辞退する場合は、速やかに辞退届を市長に提出しなければならない。ただし、利用児童が利用要件を満たさなくなる場合は、この限りでない。
- 7 当園は、次の場合には本事業の提供を終了するものとする。
 - (1) 法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 1 条の規定に該当せず、市が利用を取り消したとき。
 - (2) 保護者から保育所利用の取り消しの申し出があったとき。
 - (3) 保育所利用の継続が不可能であると相模原市が認めたとき。
 - (4) その他、保育所の利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

- 第 11 条 当園は、本事業の提供を行っているときに、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに支給認定保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 当園は、本事業を行っているときに、利用子どもに事故が発生した場合は、速やかに支給認定保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。また、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 3 当園は、本事業の提供を行っているときに、利用子どもに賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第 12 条 当園は、防火管理者を定め、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関との通信及び連携の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情対応)

第14条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(健康管理・衛生管理)

第15条 当園は、利用子どもの使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 当園は、感染症及び食中毒の発生を防止し、これらがまん延しないように必要な措置を講じるよう努める。

(秘密の保持)

第16条 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び保護者の秘密を保持する。

2 当園の職員は、業務上知り得た地域の子ども及びその家族の秘密を保持する。

3 当園の職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

附則

この規程は令和7年4月1日から施行する。

別表1 教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担

区分	利用料
1 本事業による支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合	1時間あたり0円
2 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者である場合(1に掲げる場合を除く。)	1時間あたり60円
3 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項2号に掲げる所得割の額を合算した額(以下「市町村民税所得割合額」という。)が7万7,101円未満である場合(1及び2に掲げる場合を除く。)	1時間あたり90円
4 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合(1から3に掲げる場合を除く。)	1時間あたり150円
上記以外	1時間あたり300円

別表2 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

費用の種類	内容、負担を求める理由及び目的	金額
食事の提供に要する費用	主食、副食の提供	270円